

# 通学区域内の 中学校選択制

## 来年度新中学 1年生から

### ●中学校選択の対象となる通学区域等

小学校名	通学区域	選択可能校
上星小学校	国分北二丁目8~23	海老名中学校 今泉中学校
	上今泉六丁目20~39 上今泉六丁目47~51	柏ヶ谷中学校 今泉中学校
今泉小学校	国分北一丁目2 国分北二丁目1~7	海老名中学校 今泉中学校
	上郷二丁目 上郷三丁目 下今泉一丁目18~22	海西中学校 今泉中学校
	杉本小学校	海老名中学校 柏ヶ谷中学校
杉本小学校	国分北三丁目1~14 国分北三丁目23 国分北三丁目25~39 国分北四丁目17	海老名中学校 柏ヶ谷中学校

### 小学校の同級生と同じ中学校に進学できる

今まで、複数の市立中学校に分かれて進学することになっていた市立小学校に在籍する児童は、来年度新中学1年生から、通学区域内の中学校を選択して進学できるようになります(右表参照)。対象は次の①~④のいずれかに該当する方です。

①表に掲げる小学校に在籍し、その通学区域に住居登録のある人が選択可能校の1年生に進学するとき。

②表に掲げる通学区域に住居登録を異動した人が選択可能校に転入学するとき。

③私立小学校に在籍し、表の通学区域に住居登録がある人が、選択可能校の1年生に進学するとき。

④私立中学校に在籍し、表の通学区域に住居登録のある人が選択可能校に転入学するとき。

※選択した中学校を入学後に変更することはできません。

● 学校教育課(内662)

## 届いていますか? 4月入学 学校指定通知書

教育委員会では、今年4月に市立小・中学校へ入学するお子さんの保護者の方へ、去年12月中旬に学校指定通知書(はがき)を発送しました。保護者説明会は、下表のとおりです。当日欠席される方は、直接、指定された学校へ連絡してください。

また、次の①~③に該当する方は、学校教育課までご連絡ください。④、⑤に該当する方は、学校教育課に届け出が必要です。

### 未着の方、ご連絡を

- ①学校指定通知書(はがき)がまだ届いていない方。
- ②転入・転居などで住所が変わった方。
- ③3月末までに転出・転居予定の方(すでに、連絡をしてください)。
- ④国立、私立小・中学校へ入学が決定した方は、印鑑と入学する学校の承諾書を持参のうえ、必ず学校教育課に届け出をしてください。

### 新入学児童・生徒保護者説明会日程

学校名	開催日	受付開始時間
海老名	2月3日(月)	午後1時45分
柏ヶ谷	2月3日(月)	// 2時45分
有鹿	1月22日(水)	午前9時45分
有馬	1月29日(水)	午後1時30分
大谷	2月7日(金)	// 1時30分
上星	1月23日(木)	午前9時30分
中新田	1月23日(木)	// 9時10分
門沢橋	1月24日(金)	午後1時15分
東柏ヶ谷	1月30日(木)	// 1時15分
社家	2月3日(月)	// 1時45分
杉久保	1月17日(金)	午前9時45分
今泉	1月20日(月)	午後2時
杉本	1月30日(木)	// 1時45分
海老名	1月16日(木)	午後1時30分
有馬	1月21日(火)	// 1時40分
海西	1月16日(木)	// 1時30分
柏ヶ谷	1月21日(火)	// 1時30分
大谷	1月28日(火)	// 1時30分
今泉	1月20日(月)	// 1時45分

⑤外国人の方で、就学を希望する方は、印鑑とお子さんの外国人登録証を持参のうえ、学校教育課に届け出をしてください。

● 学校教育課(内662)

## 廃棄物の焼却には注意を

近ごろ、廃棄物の焼却に対する苦情が多く寄せられています。その内容は、煙が入ってくる、悪臭がする、灰が飛んでくるといったものです。

### 苦情が多く寄せられています!

廃棄物の焼却行為については、法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)や県条例(神奈川県生活環境の保全等に関する条例)が定められています。

## 適正に処分守って

### 家庭ごみなどは「集積所」へ

### 廃棄物の主な焼却行為の可否

事業者が行う廃棄物の焼却	一定の構造基準を満たしている焼却炉で、一定の焼却基準により焼却する場合以外は、焼却できません。なお、平成14年12月1日から構造基準が厳しくなりました。
農業を営むために行う「稲わら等」の焼却	焼却できます。ただし、周辺の生活環境に被害を与えないよう、注意しなければなりません。なお、ビニールなど、黒煙、悪臭などの出るものは、焼却できません。
「たき火」「バーベキュー」など日常生活で通常行われる軽微な焼却	
「どんど焼き」など慣習的に行う焼却	

例により、一定の処理基準に従って行うものや、公益上もしくは社会の慣習上やむを得ないものなどを除いては、禁止されています。

また、これら例外として認められる焼却行為であっても、煙や悪臭等により周辺の生活環境に被害を与えないよう、注意をしなければなりません。事業所などから出る廃棄物は、適正に処分しましょう。また、家庭から出る燃えるごみ、剪定枝、草などは、ごみ集積場へ出して下さい。

● 資源対策課(内541) 環境保全課(内531)

### ●主な貸付限度額

区分	修学資金(月額)	就学支度資金(一括)
高校	公立 18,000円	75,000円
	私立 30,000円	240,000円
短大・専修	公立 42,000円	370,000円
	私立 50,000円	380,000円
大学	公立 42,000円	370,000円
	私立 51,000円	380,000円
◇ 就職支度金		100,000円

※自宅外通勤等に必要と認められる場合には、別途限度額を適用することができます。

## 母子・寡婦家庭に 修学資金などを貸付

### 8日~2月28日に受付

福祉事務所では、4月に高校・大学・各種学校などへ進学、または就職するお子さんを扶養している母子・寡婦家庭の母親を対象に、修学・修業・就学支度および就職支度資金の貸付申請を受け付けます。受付期間は1月8日(水)~2月28日(金)です。希望の方は、児童福祉課母子相談員にご相談ください。※来所の際は事前にご連絡ください。

● 児童福祉課(内447)